



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

665	令和8年度オイルフェンス巻取機等解体撤去業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(危機管理消防課)..... 1
666	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)..... 3
667	〃	(〃)..... 3
668	〃	(〃)..... 3
669	保安林の指定施業要件の変更	(〃)..... 4
670	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(〃)..... 4
671	〃	(〃)..... 4
672	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 5
673	複数建築物の認定の取消し	(建築住宅課)..... 5

○ 諸報

	和歌山県収用委員会公示による通知	(収用委員会)..... 5
--	------------------	----------------

○ 正誤

	令和8年6月19日付け和歌山県報第728号和歌山県告示第592号中	 6
	令和8年6月26日付け和歌山県報第730号目次中	 6

告 示

和歌山県告示第665号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和8年度オイルフェンス巻取機等解体撤去業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年7月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和8年度オイルフェンス巻取機等解体撤去業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、令和8年7月17日（金）現在において、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

(2) 国税に未納がない者であること。

(3) 入札公告の日から過去1年以内において、ENEOS株式会社和歌山製造所構内における施設等の解体工事に係る契約を適正に履行した実績を有する者（元請又は一次下請に限る。）であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税、消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

カ 役員等に関する調書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 誓約書

ケ 2の（3）に規定する契約の履行実績を有することを記する書類の写し

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和8年7月17日（金）から令和8年8月25日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年7月24日（金）午後5時までに和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年7月17日（金）から同月29日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、電子メール、郵送又は持参によるものとし、郵送による場合は書留郵便で令和8年7月28日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 一般競争入札資格審査申請書類の配布場所

和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2263

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0901001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和8年8月5日（水）までに結果を通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

- (2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

和歌山県告示第666号

令和8年和歌山県告示第228号（以下「告示第228号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年7月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方
森下昌宜
上西計有
東俊子
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第228号のとおり

和歌山県告示第667号

令和8年和歌山県告示第229号（以下「告示第229号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年7月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方
奥壽夫
今西功
妙中喜代和
福井喜久美
今西正明
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第229号のとおり

和歌山県告示第668号

令和8年和歌山県告示第232号（以下「告示第232号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年7月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方
浦香代子

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第232号のとおり

和歌山県告示第669号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年7月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第670号

令和8年和歌山県告示第173号（以下「告示第173号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年7月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不明である通知の相手方

玉置知之助

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第173号のとおり

和歌山県告示第671号

令和8年和歌山県告示第572号（以下「告示第572号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年7月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不明である通知の相手方

梅碯義夫

山中寅造

大倉保子
家高秀一
坂内刃松
後美輝
梅裕鶴吉

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第572号のとおり

和歌山県告示第672号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和8年7月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3724	海南市鳥居字北代16番2の一部、29番の一部、30番1の一部、31番3の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 8. 7. 2	6. 00 6. 00	97. 09 7. 94

和歌山県告示第673

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、複数建築物の認定を次のとおり取り消したので、同条第4項の規定に基づき、公告する。
令和8年7月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 認定年月日
平成8年10月25日
- 2 認定建築物の場所
和歌山県田辺市新屋敷町1-1、中屋敷町24-2、24-45、24-49
- 3 取消年月日
令和8年7月7日

諸 報

和歌山県収用委員会公示による通知

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において読み替えて準用する同令第5条第1項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知すべき事項を記載した書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年8月6日をもってその通知があったものとみなされる。

令和8年7月17日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

- 1 事件名
(1) 和歌山都市計画道路事業3・3・8号新和歌浦中之島紀三井寺線（和歌山県和歌山市今福4丁目地内～

砂山南4丁目地内)

(2) 和歌山都市計画道路事業3・3・12号今福神前線（和歌山県和歌山市今福4丁目地内～堀止西1丁目地内）

2 通知すべき事項を記載した書類の名称

令和8年7月8日付け和収第11号の8「審理の開催について（通知）」

3 通知を受けるべき者

和歌山県和歌山市今福一丁目97番1及び2の土地所有者のうち、下記の者

トミタメリコ 住所不明

太田キンジ 住所不明

太田ブンイチ 住所不明

正 誤

正 誤

令和8年6月19日付け和歌山県報第728号和歌山県告示第592号中

ページ	誤	正
1	田辺市中辺路町西谷字西ノ谷925の75	田辺市中辺路町西谷字西ノ谷925の75（次の図に示す部分に限る。）
	3 解除の理由 公益上の理由	3 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

正 誤

令和8年6月26日付け和歌山県報第730号目次中

ページ	誤	正
1	618 //	618 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明